

一般社団法人都留青年会議所

会員資格規程

第1章 総則

第1条 本規程は、一般社団法人都留青年会議所定款に基づき、会員の資格に関する細則を定めたものである。

第2章 入会

第2条 本会議所に正会員として入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、推薦資格のある2名以上の正会員（以下「推薦者」という。）より推薦を得たうえで、所定の入会申込書に定める事項を記載し、事務局を通じて理事長に提出することにより、入会の申込みを行う。

第3条 入会希望者は、前条に定める入会の申込みまでに、当会議所が認める委員会、理事会、例会及び総会等の会合を3回以上見学（以下「オブザーブ出席」という。）することとする。

第4条 事務局は、第2条の入会の申込みを受けた場合、速やかに入会希望者との面接等を通じて実情を調査するとともに、資格条件を審議し、入会が適当であるか否かを審査する。

第5条 事務局は、前条の規定に基づいて入会が適当であると認めた者に対し、その旨を通知すると同時に第10条に定める入会金及び第3章に定める会費を請求するものとする。と認めた者の入会申込書を理事会に提出するものとする。

第6条 前条の請求に基づき入会金及び会費が支払われた場合には、事務局は、その旨を理事会に報告するとともに、入会申込書を理事会に提出する。

第7条 入会希望者は、理事会の承認決議を経て入会が確定し、正会員の資格を有する。承認決議に際し、理事会は、次条に基づいて入会金及び会費が支払われていることを確認しなければならない。

第8条 入会希望者が、第5条に定める入会金及び会費を請求した日より30日以内に納入しない場合は、第2条に定める入会の申込みは撤回されたものとみなす。

第9条 推薦者は、過去1年間の例会出席率60%以上の正会員であることを要する。

2 推薦者は、その推薦した新入会員について、入会の日より一般社団法人都留青年会議所に対し、本会議所の定款、諸規程及び諸規則に基づく義務の履行に関し、責任を負わなくてはならない。

第10条 入会希望者は、入会に際し、請求があった日から30日以内に入会金を次のとおり納入しなければならない。

入会金 正会員 金10,000円

第3章 会費

第11条 会員は、定款第29条に定める所定の納期に、会費を次の表のとおり納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、理事長の許可を得て、次の納期区分に従って期分納をすることができる。

会員区分	納入方法	分納期間		納期	金額
正会員	一括納入			毎年1月に開催される定時総会の前日まで	80,000円
	分納	第1期	1月から4月まで	同上	30,000円
		第2期	5月から8月まで	5月末日まで	30,000円
		第3期	9月から12月まで	9月末日まで	20,000円
特別会員	一括納入			4月末日まで	10,000円
賛助会員	一口			9月末日まで	10,000円

2 事業年度の途中から入会した新入会員は、第1項の表に定める分納期間に従って、入会した日の属する期間を含む期からの会費を納入しなければならない。この場合、当該期間における納期は、入会した日から30日とする。

3 会費の納入は自動振替によることを原則とし、その方法は事務局が指定のうえ、理事会の承認を得るものとする。

第4章 出席

第12条 会員は、全ての会合について、時間を厳守しなければならない。ただし、特別の事由により遅刻又は欠席せざるを得ないときは、事務局又は会合を担当する委員会へ事前に連絡しなければならない。

第5章 休会

第13条 病気その他やむを得ない理由で、長期間本会議所の事業に携さわれない正会員は、2年を越えない範囲において休会を申し出ることができる。

2 休会中の会員は、前項の申し出をした月の属する該当期間の会費については納入するものとし、翌納入期限以降の会費については、その一部又は全部を免除することができる。

3 休会の諾否、期間並びに休会中の会費の免除の有無及びその額については、理事会においてこれを決する。

第14条 休会を申し出ようとする者は、所定の休会願に定める事項を記載し、事務局を通じて理事長に提出しなければならない。

第15条 休会の申し出は、委任状によって代理人によりこれをなし得る。但し、代理人は正会員であることを要する。

第16条 休会中の正会員は、会員としての権利の行使を停止される。

第17条 休会の期限到来により、又は、期限到来前に復帰しようとするときは、事務局を通じて理事長に届け出を要する。

第18条 休会中の会員が休会期限の延長を希望する場合には、本人又はその代理人が、その理由を記載した文書を、事務局を通じて理事長に提出しなければならない。

第6章 退会

第19条 退会を希望する者は、定款第10条第1項の規定に基づいて、入会時の推薦者に対して説明をしたうえで、退会届を、事務局を通じて理事長に提出する。

2 退会の審議及び承認決議は、退会届が理事長に提出された直後の理事会において行うものとする。

- 3 退会の承認決議がされた場合、退会届の退会日をもって退会したこととする。

第7章 除名

第20条 定款第11条第1項第1号を理由とする正会員の除名手続は、次のとおりとする。

- (1) 理事会において除名理由が報告された場合、理事会は当該会員に対し、その除名理由及びこれを審議する理事会の開催日を書面で明示し、期間を定めてこれに対する回答を要求しなければならない。
- (2) 当該会員は、指定された総会に出席し、口頭又は書面により弁明することができる。
- (3) 総会は、前号の弁明の機会を与えたうえで、除名することができる。

2 定款第11条第1項第2号に定める「会費納入の義務」を履行しない会員について除名を行う場合には、次の手続を経なければならない。

- (1) 財務を担当する委員会は、会費納期直後の理事会において、会費未納の会員氏名を報告する。
- (2) 理事会は、会費未納会員に対して、直ちに事務局を通じて、文書をもって督促するとともに、当該会員の所属する委員会の委員長及びその会員の推薦者に対し、本人に面接し事情を聴取して、理事会に報告することを求めなければならない。
- (3) 以上の督促にも拘らず、所定の納期を3ヶ月経過しても会費を納入しない会員は、総会の決議により除名される。

第21条 会員拡大を担当する委員会の委員長等は、例会に連続3回欠席した会員に対して、速やかに出席の勧奨を行うとともに、理事会に報告しなければならない。

2 理事会は、当該会員の所属する委員会の委員長及びその会員の推薦者を通して、本人に面接しその事情を調査し、理事会に報告することを求めることができる。

3 以上の勧奨にもかかわらず、例会に連続6回欠席した会員については、定款第11条第1項第3号に該当するものとして、総会の決議により除名することができる。

第22条 理事会は、定款第11条による会員の除名について審議しようとするときは、開催日少なくとも1週間前までに、当該会員の推薦者に対し、理事会開催の日時、場所を通知し出席を求め、詳細に事情を聴取しなければならない。

第23条 会員が、退会又は除名されたときは、当該会員は本会議所の名称の使用、並びにバッジの着用をしてはならない。バッジ及びネームプレートは速やかに事務局に

返還しなければならない。

第8章 特別会員

第24条 制限年令に達して自動的に退会する正会員は、すべて特別会員となることができる。ただし、特別会員は、第11条に定める会費を納入することとする。

第25条 特別会員として本会に在席し得る期間は1年間とする。

第26条 特別会員は、本会議所の会合及び行事に出席することができ、また、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

第9章 賛助会員

第27条 本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体は、理事会の承認を得て所定の申込用紙を提出し会費を納入することにより賛助会員となることができる。

第28条 賛助会員は、本会に退会の申し出のない限り在籍し得る。

第29条 賛助会員は、本会議所の会合及び行事に出席することができ、また、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

第10章 監事会員

第30条 監事の資格は、正会員又は特別会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、本会議所の活動に特に精通している者で、理事会の承認を経た者は、監事の資格を有する。

附 則

本規程は、2016年12月23日より施行する。